

嘱託の取扱いに関する要領

平成16年2月29日
2004年(総企)要領第9号
改正 平成30年4月1日

(目的)

- 第1条 この要領は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構就業規則（2004年(総企)規程第7号）（以下「就業規則」という。）の第2条第2項の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の嘱託（特別研究員、備蓄技術顧問、地域専門家を含む。）の就業に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 この要領に定める事項のほか、嘱託の就業に関する事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(委嘱)

- 第2条 嘱託は、機構の業務上必要がある場合に理事長が委嘱する。

(委嘱の任期)

- 第3条 嘱託の任期は1年とする。
- 2 任期中の勤務実績が良好であり、理事長が業務のため特に必要と認めた者については、前項の規定にかかわらず任期を延長することができる。
- 3 嘱託は、期間の定めのある雇用契約を締結した者（以下「有期雇用契約者」という。）及び期間の定めのない雇用契約を締結した者（以下「無期雇用契約者」という。）に区分する。
- 4 有期雇用契約者のうち、次の各号の一に該当する場合は、有期雇用契約の期間満了の翌日から無期雇用契約者に転換することができる。
- (1) 機構からの申し出による場合
 - (2) 通算契約期間が5年を超える者（法令の規定により無期転換請求権を有しない者を除く。）で、法令の規定に基づく本人の申し出による場合
- 5 前項第2号の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期雇用契約の期間を通算する。ただし、雇用契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある場合は、それ以前の契約期間は通算期間に含めない。

(勤務の心得)

- 第4条 嘱託は、この規則を遵守し、上司の指示に従って、その業務を遂行しなければならない。

(嘱託手当)

- 第5条 嘱託に対しては、手当を支給することができる。
- 2 手当の額は、委嘱業務の内容、経歴等を考慮して定める。
- 3 手当の額は特に必要があると認められる場合には、これを増額または減額することができる。

(解嘱)

第6条 嘱託が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、解嘱される。

- (1) 業務を委嘱された期間が満了したとき
- (2) 死亡したとき
- 2 嘱託が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、これを解嘱する。
 - (1) 解嘱を願い出て承認されたとき
 - (2) 委嘱した業務を完了したとき
- 3 嘱託が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、理事長はこれを解嘱することができる。
 - (1) 勤務状態が著しく不良なとき
 - (2) 業務を遂行するために必要な能力を著しく欠くとき
 - (3) 精神又は身体に著しい障害があるため、委嘱した業務にたえられないと認められるとき
 - (4) 刑事事件に関して起訴されたとき
 - (5) やむを得ない業務上の都合があるとき
- 4 第3項の規定に基づき嘱託を解嘱する場合は、30日前に予告をするものとする。ただし、その事由について所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、その限りではない。
- 5 無期雇用契約者に係る解嘱については、就業規則第39条及び第39条の2を準用する。

(嘱託慰労金)

第7条 第6条第3項を除く事由により、嘱託の委嘱を解いたときは、解嘱に伴う慰労金を支給する。ただし、非常勤の嘱託については、この限りではない。

- 2 前項の慰労金の額は、別表の区分による定額の範囲内とする。
- 3 慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が機構の嘱託となった日の属する月から解嘱された日の属する月までの年月数とする。
- 4 前項の規程により計算した就業規則期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(年次有給休暇)

第8条 嘱託は、委嘱された年度において、引き続き委嘱された期間に応じ、次表に掲げる日数の年次有給休暇を受けることができる。この期間に、1月未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。ただし、非常勤の嘱託については、この限りでない。

委嘱期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
年次有給休暇	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日

- 2 委嘱期間が、2年度以上にわたる場合において、第1項の規定により受ける年次有給休暇を、その年度内に受けなかつた時は、翌年度に限り繰り越すことができる。
- 3 無給の嘱託については前2項の規定中「年次有給休暇」とあるのは「年次休暇」と読み替えて、適用する。

(旅費規程の準用)

第9条 嘱託に支給する旅費については、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構旅費規程(2004年(総企)規程第13号)の規定を準用する。この場合、これら規定中「役員又は職員」「役員及び職員」、「役職員」及び「職員」とあるのは、「嘱託」と読み替えるものとし、区分の適用は嘱託の委嘱業務の内容、経歴等を考慮して定める。

(欠勤者の手当)

- 第10条 嘱託が業務上の負傷又は疾病により、出勤できない場合で、就業規則に規定する届出があつたときは、委嘱期間の満了まで第5条に規定する手当の全額を支給することができる。
- 2 嘱託が業務上以外の傷病により出勤できない場合で、就業規則に規定する届出があつたときは、次の各号により第5条に規定する手当の全額を支給することができる。ただし、委嘱期間の満了後はこの限りでない。
 - (1) 結核性疾患による場合は1年
 - (2) 前号の疾患以外による場合は6ヶ月

(その他取扱)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事柄は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年2月29日から施行する。
- 2 施行日前から引き続き嘱託を委嘱されたものにあつては施行日に委嘱があつたものとして本規則を適用する。この場合において委嘱期間の1月未満の端数は1月として計算する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(別表)

慰 労 金 定 額 表

勤 続 年 数	慰 労 金
1 年	30,000円
2 年	60,000円
3 年以上	100,000円